

競技力向上推進体制支援事業 実施要項

1 目的

視察やスカウト活動、会議の実施に係る経費の支援により、組織体制の向上や選手の獲得を目指す

2 実施主体

国民スポーツ大会における正式競技県内41競技団体の中で、島根県競技力向上対策本部が必要と認めた競技団体

3 実施内容

- (1) 成年選手のふるさと登録促進や県内就職支援、県外選手のスカウト活動等に係る経費
- (2) 高校生を競技レベルの高い大学に進学させるための関係構築を目的とした大学への訪問経費
- (3) 長期競技力向上計画や単年度計画などに基づいた、各競技団体の競技力向上に関する取組等を検証・評価・再計画するための会議に係る経費
- (4) 島根県競技力向上対策本部や島根県スポーツ協会が主催する、競技力向上に関する各種会議への参加に係る経費
- (5) 国民スポーツ大会の先催地や強豪都道府県、中央競技団体等が実施する競技力向上対策事業の視察や、強化担当者を招請した研修会に係る経費
- (6) その他本部長が必要と認める事業

4 事業の実施期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

5 補助対象

謝金（県外講師）、旅費（交通費、宿泊費、宿泊諸費及び付随する経費）、役務費、使用料及び賃借料、本部長が特に必要と認める経費

ジュニアアスリート強化事業 実施要項

1 目的

県内小中学生の優秀選手に対する強化活動に係る経費の支援により、島根かみあり国スポ時に活躍できる選手の発掘及び育成を目指す

2 実施主体

国民スポーツ大会における正式競技県内41競技団体の中で、島根県競技力向上対策本部が必要と認めた競技団体

3 実施内容

県内で選抜された小中学生の県外遠征の実施や県外大会等及び県内での合宿への参加、指導者招請に係る経費

4 事業の実施期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

5 補助対象

謝金（県外講師及び県内指導者）、旅費（交通費、宿泊費、宿泊諸費及び付随する経費）、需用費（食糧費）、役務費、使用料及び賃借料、本部長が特に必要と認める経費

ターゲットエイジ個人指定事業 実施要項

1 目的

島根かみあり国スポにおいて、少年種別の主力となる選手を指定し、重点的に支援することにより、競技力及び意識の向上を図る

2 実施主体

下記3(1)及び(2)の要件を満たした上で、島根県競技力向上対策本部(以下、「対策本部」という。)が対象と認めた選手の属する競技団体

3 事業概要

(1) 対象競技

別紙1のとおり、島根かみあり国スポにおいて少年種別のある競技のうち、個人種目(シングルス種目、ソロ種目)のある競技

(2) 対象者要件

島根かみあり国スポ時に少年種別の選手として出場する意欲のある者のうち、小学6年生時または中学1年生時に開催された全国大会において、ベスト8以上の成績を収めた中学生

(3) 支援金額

6万円/年

(4) 支援期間

- ・ 要件を満たした年度の翌年度から中学3年生までの継続指定を行う
- ・ ただし、継続指定にあたっては、毎年度競技団体より調査票を提出することとし、島根かみあり国スポに向けた競技力の向上を目指し、競技を継続している者に限る

4 実施内容

- (1) 支援対象者として認められた選手に対する県外遠征、県外大会等への参加及び県内合宿に係る経費
- (2) 支援対象者として認められた選手に対する競技活動に必要な競技用具(需用費及び備品購入費)の購入経費

5 事業の実施期間

当該年度の指定を受けた日～令和9年3月31日

6 補助対象

旅費(交通費、宿泊費、宿泊諸費及び付随する経費)、需用費(消耗品費)、役務費、備品購入費、本部長が特に必要と認める経費

ただし、支援対象者の活動に係る支援に限る

7 その他

- ・ 本事業の実施を希望する競技団体は、別紙2「ターゲットエイジ個人指定事業実施調査票」を対策本部へ提出する
- ・ 対策本部は、大会成績等をもとに対象の可否を決定する
- ・ 支援対象者、保護者及び競技団体の承諾が得られた際は、HP等での選手広報を行う

[別紙1]

ターゲットエイジ個人指定事業 対象競技

競技		対象の可否	
1	スケート	○	
2	アイスホッケー	×	
3	スキー	○	
4	陸上競技	○	
5	水泳	競泳	○
		飛込	○
		AS	○
		水球	×
6	サッカー	×	
7	テニス	○	
8	ローイング	○	
9	ホッケー	×	
10	ボクシング	○	
11	バレーボール	×	
11	ビーチバレーボール	○	
12	体操	競技	○
		新体操	○
		トランポリン	○
13	バスケットボール	×	
14	レスリング	○	
15	セーリング	○	
16	ウエイトリフティング	○	
17	ハンドボール	×	
18	自転車	○	

競技		対象の可否
19	ソフトテニス	○
20	卓球	○
21	軟式野球	×
22	相撲	○
23	馬術	×
24	フェンシング	○
25	柔道	○
26	ソフトボール	×
27	バドミントン	○
28	弓道	○
29	ライフル射撃	○
30	剣道	○
31	ラグビーフットボール	×
32	スポーツクライミング	○
33	カヌー	○
34	アーチェリー	○
35	空手道	○
36	銃剣道	○
37	クレール射撃	×
38	なぎなた	○
39	ボウリング	○
40	ゴルフ	○
41	トライアスロン	×

国スポ強化指定校支援事業 実施要項

1 目的

当該年度国スポで優秀な成績を収めることができる高校生アスリートを育成するとともに、島根かみあり国スポにおいて成年選手として活躍が期待できる選手を育成する

2 実施主体

別紙のとおり島根かみあり国スポ強化指定校に指定された県内高等学校、県高体連専門部及び競技団体

3 実施内容

- (1) 県外遠征、招請合宿、県外大会等への参加及び県内での合宿、指導者招請に係る経費
- (2) 競技力向上、怪我防止、体づくり等のために毎日の練習で必要となる消耗品の購入経費
- (3) 競技力向上、ケガの予防及びコンディション管理を目的としたトレーナー、栄養士等専門家の派遣や体力測定・フィジカルチェック等のスポーツ医・科学に基づく支援の活用に係る経費
- (4) 競技力向上のために必要と認められる分析・解析ソフトの利用経費

4 事業の実施期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

5 補助対象

謝金（県外講師及び県内指導者）、旅費（交通費、宿泊費、宿泊諸費及び付随する経費）、需用費（食糧費及び消耗品費（練習付帯経費））、役務費、使用料及び賃借料、本部長が特に必要と認める経費

[別紙]

令和8年度 島根かみあり国スポ強化指定校一覧

【学校指定】

No.	競技種目名		指定校	
			男子	女子
1	水	球	江津高校	
2	サッカー	—	立正大学 淞南高校	松江商業高校
			大社高校	
3	テニス	ス	開星高校	
4	ローイング	グ	松江東高校	松江東高校
			江津工業高校	
5	ホッケー	—	横田高校	横田高校
6	バレー	6人制	安来高校	安来高校
		ビーチバレーホール	松江工業高校	
7	体操	競技	大社高校	大社高校
		新体操	浜田高校	浜田高校
8	バスケットボール		松江東高校	松江商業高校
9	レスリング	グ	隠岐島前高校	隠岐島前高校
			松江工業高校	
10	セーリング	グ	隠岐水産高校	隠岐水産高校
11	ウエイトリフティング		出雲農林高校	出雲農林高校
12	ハンドボール		江津高校	江津高校
13	自転車		出雲工業高校	出雲工業高校
14	ソフトテニス	ス	松江工業高校	松江南高校
			出雲北陵高校	出雲北陵高校
15	卓球		出雲北陵高校	明誠高校
16	相撲		隠岐水産高校	
17	フェンシング		安来高校	安来高校
18	柔道		開星高校	出雲西高校
			平田高校	平田高校
19	ソフトボール		三刀屋高校	三刀屋高校
20	バドミントン		松徳学院高校	松江商業高校
21	弓道		出雲高校	出雲高校
22	ライフル射撃		立正大学 淞南高校	立正大学 淞南高校
23	剣道		大社高校	大社高校
24	ラグビーフットボール		石見智翠館高校	石見智翠館高校
25	カヌー	—	島根中央高校	島根中央高校
			出雲農林高校	出雲農林高校
26	アーチェリー	—	松江東高校	松江東高校
			出雲工業高校	出雲工業高校
27	なぎなた			出雲北陵高校

【競技指定】

No.	競技種目名		指定団体	
			男子	女子
1	陸上	競技	県高体連陸上競技専門部	県高体連陸上競技専門部
2	ボクシング	グ	島根県ボクシング連盟	島根県ボクシング連盟

国スポ選手強化事業 実施要項

1 目的

成年選手や、少年選手の選抜チームの強化活動に係る経費の支援により、当該年度国スポにおいて優秀な成績を収めるとともに、当該年度以降も恒常的な競技力の維持及び向上を目指す

2 実施主体

国民スポーツ大会における正式競技県内41競技団体の中で、島根県競技力向上対策本部が必要と認めた競技団体

3 実施内容

- (1) 県外遠征、招請合宿、県外大会等や国スポ本大会の現地会場での合宿及び県内での合宿への参加、指導者招請に係る経費
- (2) 競技力向上、怪我防止、体づくり等のために毎日の練習で必要となる消耗品の購入経費
- (3) 競技力向上、ケガの予防及びコンディション管理を目的としたトレーナー、栄養士等専門家の派遣や体力測定・フィジカルチェック等のスポーツ医・科学に基づく支援の活用に係る経費
- (4) 競技力向上のために必要と認められる分析・解析ソフトの利用経費

4 事業の実施期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

5 補助対象

謝金（県外講師及び県内指導者）、旅費（交通費、宿泊費、宿泊諸費及び付随する経費）、需用費（食糧費及び消耗品費（練習付帯経費））、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費（事前協議で認めた場合に限る）、本部長が特に必要と認める経費

ふるさと選手支援事業 実施要項

1 目的

県外で活躍している、島根県にゆかりのある選手の帰県費用を支援し、成年選手の確保を目指す

2 実施主体

島根県をふるさと選手として登録している県外在住選手で、令和8年度国スポに島根県代表として出場する意志があり、かつ島根県競技力向上対策本部（以下、「対策本部」とする）において活躍が期待できると認めた選手の所属する競技団体

3 実施内容

- ・ 令和8年度国スポ島根県予選会への出場や、競技団体の主催する県の合同練習会へ参加するための経費を支援
- ・ なお、支援の対象となる選手は帰県した際や県の合同練習会参加の際に、必ずジュニア選手などへの指導を行い、島根県選手との交流を実施すること

4 事業の実施期間

令和8年4月1日～当該年度国スポ終了時

5 補助対象

対象となるふるさと選手への旅費（交通費、宿泊費、宿泊諸費及び付随する経費）、本部長が特に必要と認める経費

6 その他

- ・ 本事業の実施を希望する競技団体は、別紙「ふるさと選手支援事業実施調査票」を対策本部へ提出する
- ・ 対策本部は選手の競技力等をもとに対象の可否を決定する

アドバイザーコーチ招請事業 実施要項

1 目的

演技の振り付けや武道の形などの特殊な指導や、県内指導者では指導が難しい専門的な指導について、県外の優秀な指導者のアドバイスを受けることで競技力の向上に繋げる

2 実施主体

国民スポーツ大会における正式競技県内41競技団体のうち、島根県競技力向上対策本部が対象と認めた競技団体

3 実施内容

アドバイザーコーチによる国スポ強化選手等を対象にした強化練習会等に係る経費

4 事業の実施期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

5 補助対象

謝金（県外講師）、旅費（交通費、宿泊費、宿泊諸費及び付随する経費）、役務費、使用料及び賃借料、本部長が特に必要と認める経費

世界を目指すアスリート支援事業 実施要項

1 目的

全国トップレベルで活躍している選手の遠征費等を助成することにより、競技力をさらに飛躍させ、オリンピックや世界選手権などの国際大会で活躍できる選手を育成する

2 実施主体

- ・ 国民スポーツ大会における正式競技県内41競技団体において、中央競技団体が認める日本代表選手に選ばれるなど（世代別の日本代表を含む。なお、セカンドチームや、日本代表選考合宿等での選出は除く）、国際レベルで活躍が期待できる選手とその指導者の中で、島根県競技力向上対策本部（以下、「対策本部」とする）が対象と認めた選手の属する競技団体
- ・ ただし、令和8年度国スポに島根県代表として出場する意志がある選手の中で対策本部が対象と認めた選手に限る

3 実施内容

支援対象として認められた選手とその指導者に対する県外遠征や海外遠征等に係る経費（県外在住選手の場合は、その指導者は対象とはならない）

4 事業の実施期間

指定を受けた日～令和9年3月31日

5 補助対象

謝金（県内指導者）、旅費（交通費、宿泊費、宿泊諸費及び付随する経費）、需用費（食糧費）、役務費、使用料及び賃借料、本部長が特に必要と認める経費

6 その他

- ・ 本事業の実施を希望する競技団体は、別紙「世界を目指すアスリート支援事業実施調査票」を対策本部へ提出する
- ・ 対策本部は、日本代表の選手状況等をもとに対象の可否を決定する
- ・ 実施主体は、本事業の主たる財源であるふるさと島根寄附金の主旨を理解した上で事業を実施し、対策本部より実施状況の報告を求められた際は、速やかに報告すること

中学生クラブ運営支援事業 実施要項

1 目的

県内中学校に部活動が設置されていない競技等について、2030年島根かみあり国スポに向けた中学生の受け皿及び強化の拠点となる中学生クラブの運営に必要な経費の一部を補助する

2 実施主体

国民スポーツ大会における正式競技県内41競技団体の中で、島根県競技力向上対策本部が必要と認めた競技団体

3 実施内容

県内中学校に部活動が設置されていない競技等について、競技団体が島根かみあり国スポに向けた強化拠点として運営または指定するクラブの日々の運営に必要な費用を支援する

4 事業の実施期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

5 補助対象

謝金（県内指導者）、旅費（交通費 ※合宿、遠征にかかるものは除く）、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（保険料）、使用料及び賃借料

※補助上限100万円

6 補助要件

- ・ 原則、1競技団体1クラブを対象とする
- ・ 島根かみあり国スポに向けた強化拠点として、競技団体から指定を受けていること
- ・ 収益事業としてのスポーツクラブでないこと
（※法人又は事業としてスポーツクラブを営む場合は対象外）
- ・ 原則、週4日以上年間を通じて活動すること
- ・ 既に活動をしているクラブを指定する場合は、事業活用によるクラブ充実策を提示すること
- ・ 参加者より月額500円以上の会費を徴収していること
- ・ 本事業を充当することにより従来からの会費の金額を減額しないこと
- ・ スポーツ教室開催支援事業補助金の対象でないこと
- ・ 令和10年度以降については、事業の見直しをすることがある為、持続可能な自立自走クラブとしてかみあり国スポ後も継続して運営できるよう計画・検討すること

7 その他

運営支援事業の補助額の計算について

(補助金の算出方法については、原則として以下のとおり)

- 活動支援額：活動月数 × (加算額 20,000 円 × 平均週当たり日数) + 基本額 40,000 円

(例) 年間 (12 ヶ月) を通じて週 4 日以上の場合。

・活動月数 (12 ヶ月) × 加算額 (8 万円) + 基本額 (4 万円) = 補助額 (100 万円)

(例) 10 月から、週 3 日の活動をする場合。

・活動月数 (6 ヶ月) × 加算額 (6 万円) + 基本額 (4 万円) = 補助額 (40 万円)

トップアスリート支援事業 実施要項

1 目的

島根県で働きながら競技を継続する成年選手への競技活動費支援により、Uターン又はIターンによるトップ選手の県内企業等への就職を促進し、成年種別の得点獲得を目指すとともに、島根かみあり国スポ後も選手または指導者として活躍し、地域スポーツを支える人材を確保する

2 実施主体

下記3の要件を満たした選手の属する競技団体

3 事業概要

(1) 対象者及び支援額

- ・ 本事業の対象者は、下記の競技成績要件を満たす以下のいずれかの選手
 - ① 島根県競技力向上対策本部において島根かみあり国スポにおける活躍が期待できると認められたアスリート・ジョブサポートしまねを通じて県内企業等に就職した選手
 - ② 本部長が特に認める選手
- ・ ただし、競技成績は過去5年間に高校卒業後に正選手として出場したものに
限る

競技成績要件	支援額
国際規模の競技会等に日本代表選手として出場した選手	150万円／年
全国規模の競技会等において2位以上の成績を収めた選手	
全国規模の競技会等において入賞するなど、国スポでの入賞が期待される選手	100万円／年

※なお、10月1日以降に雇用された選手については、支援額の1/2を上限とする

(2) 対象競技

- ・ 島根かみあり国スポにおいて成年種別のある競技
- ・ ただし、企業チームまたはリーグ参戦しているチームのある競技種別は対象外とする

(3) 支援期間

- ・ 島根かみあり国スポ開催年度まで、毎年度支援を行う
- ・ ただし、継続指定にあたっては、毎年度競技団体より調査票を提出することとし、島根かみあり国スポに向けた競技力の向上を目指し、競技を継続している者に限る

(4) 交付決定条件

- ・ 令和8年度の国民スポーツ大会（島根県予選大会を含む）に島根県代表選手として参加すること
- ・ ただし、島根県代表に選出されない場合、疾病、怪我その他特殊な事情により参加できない場合、令和8年度の国民スポーツ大会に向けた島根県代表選手の選考会等のエントリー期間後に雇用開始された場合または過去2大会において、居住地要件、勤務地要件、ふるさと選手として他県代表として国民スポーツ大会に出場しており、当該年度の出場要件を満たしていない場合を除く

4 実施内容

支援対象者として認められた選手に対する以下の競技活動費

- (1) 県外遠征、招請合宿、県外大会等への参加及び県内合宿に係る経費
- (2) 競技力向上、怪我防止、体づくり等のために毎日の練習で必要となる経費
- (3) 競技用具（備品）の購入経費
- (4) 競技力向上のために必要と認められる分析・解析ソフトの利用経費
- (5) 技術指導に係る講師招請、体のメンテナンスに係る経費
- (6) その他、本部長が特に必要と認める経費

5 事業の実施期間

雇用開始日～令和9年3月31日

6 補助対象

謝金（県外講師及び県内指導者）、旅費（交通費、宿泊費、宿泊諸費及び付随する経費）、需用費（食糧費及び消耗品費（練習付帯経費））、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、本部長が特に必要と認める経費

ただし、支援対象者の競技活動に付随する経費の支援に限る

7 その他

本事業の実施を希望される競技団体は、別紙2「トップアスリート支援事業実施調査票」を対策本部へ提出する